

案件名称	識字・日本語教室書庫および複合機 運搬・移設業務委託
------	-------------------------------

仕様書

大阪市教育委員会事務局

1 案件名称

識字・日本語教室書庫および複合機運搬・移設業務委託

2 概要

本業務は、発注者が指示する搬出場所から移設対象物品を収集し、搬入場所へ運搬・設置するものである。

3 搬出場所および搬入場所

(1) 搬出場所

大阪市立八幡屋小学校 3階 生活科室

大阪市港区八幡屋 3丁目 3-5

エレベーターあり(エレベーターから生活科室までの間に10段の階段あり)

(2) 搬入場所

大阪市立港晴小学校 2階 多目的室

大阪市港区港晴 1丁目 3-12

エレベーターあり

4 履行期限等

(1) 履行期限

契約締結日から令和7年9月30日(火)まで。(土曜日、日曜日および祝日をのぞく)

(2) 作業時間

午前9時から午後5時まで。

詳細なスケジュールについては、契約後発注者と打ち合わせのうえ決定すること。

5 作業内容

(1) 移設対象物品等

別紙1「移設対象物品リスト」のとおり

(2) 業務の範囲

ア 移設対象物品を運び出し、指定場所に設置すること。(別紙2「レイアウト図」参照)

運搬場所については別紙3「搬出場所詳細」および別紙4「搬入場所詳細」を参考にし、搬出入にあたっては、発注者の指示に従うこと。なお、運搬・移設する物品には、発注者においてラベル(搬入先の指定の位置を明示したもの)をあらかじめ貼付しておくものとする。

イ 移設先(設置場所)において、転倒防止措置(横連結、背つなぎ、床固定等)を行うこと。

転倒防止マットやパッド、T字・L字ストッパーなど、壁面・床に穴を開けない施工とすること。

転倒防止措置にかかる部材は受注者の負担において準備するものとする。

ウ 移設対象物品について、紛失や汚損等することのないよう措置を講ずること。

紛失・汚損防止にかかる緩衝材等については受注者の負担において準備するものとする。

- エ 搬出入場所の床・廊下・壁面・階段・エレベーター及び壁面角等を破損することのないよう措置を講ずること。
養生材は受注者の負担において準備するものとする。

6 提出書類

業務の着手時、業務完了後に次の書類を提出すること。

(1) 業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手届(様式 1) 1 部
- ・業務責任者届(様式 2) 1 部
- ・業務担当者届(様式 3) 1 部
- ・業務予定表(様式 4) 1 部

(2) 業務完了後に提出する書類

- ・業務完了届(様式 5) 1 部

7 留意事項

- (1) 移設対象物品の滅失・損傷その他の事故ならびに建物等の損傷で、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、直ちに発注者に報告し、その指示に従って修理し、又は新品に取り換えるとともに、これに付随する経費についても受注者が負担すること。
- (2) 作業中に生じたごみ等(梱包用段ボール箱やひも等)は、受注者が責任を持って処分すること。(不要備品等の処分は含まない。)
- (3) 受注者は本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏らしてならない。
- (4) 本仕様書について、疑義がある場合は、質問受付期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間後の質疑については受け付けない。

8 その他

- (1) 受注者は、業務の遂行にあたって「貨物自動車運送事業法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路交通法」、「自動車損害賠償保障法」、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和 5 年大阪市条例第 5 号)」、その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分に検討し、疑義ある場合は質問期間内に入札説明書に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。なお、質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (3) 契約後における本仕様書の解釈は、発注者によるものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、原則として本市の指示に従うこと。

9 事業担当

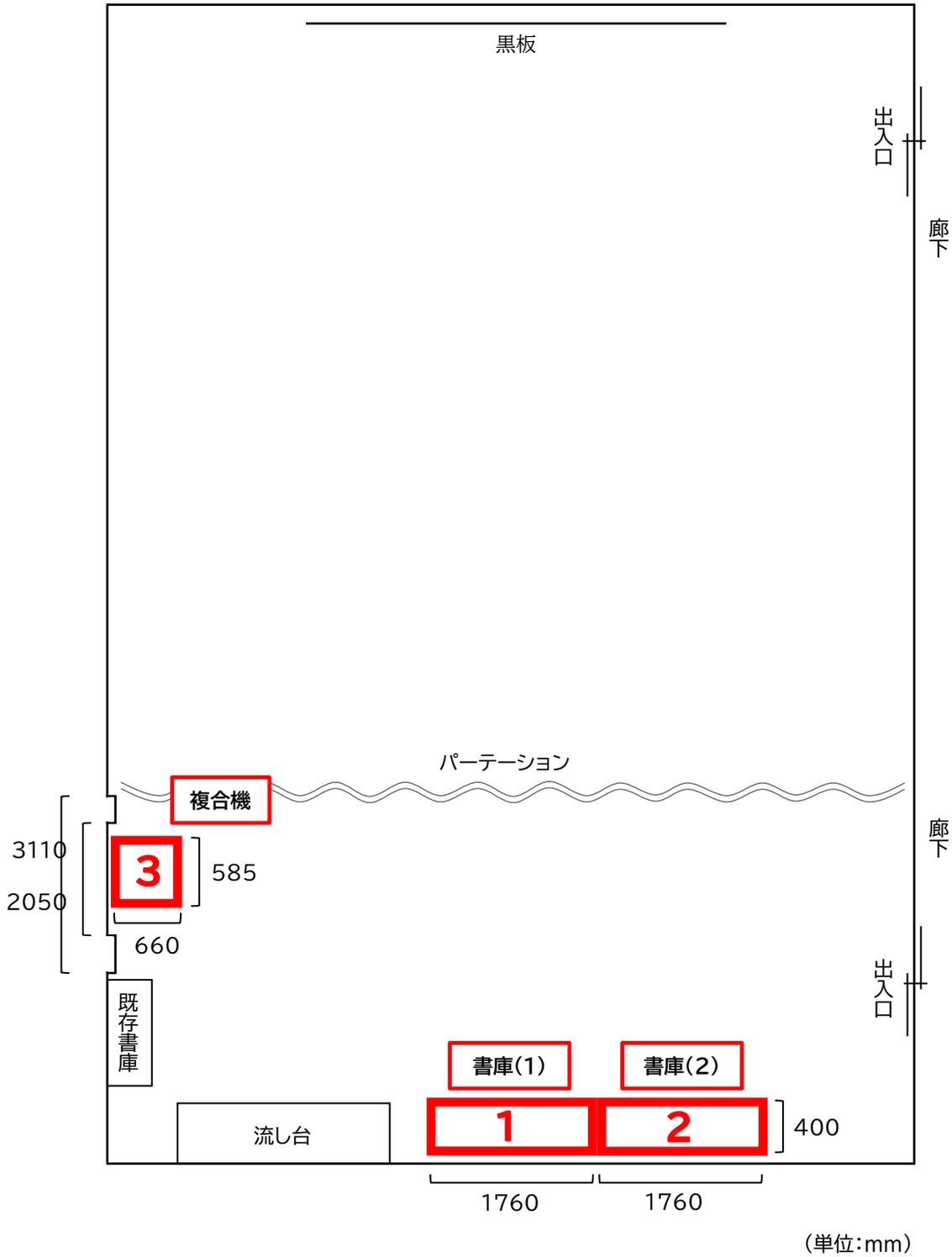
大阪市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当
電話:06-6539-3348

移設対象物品リスト

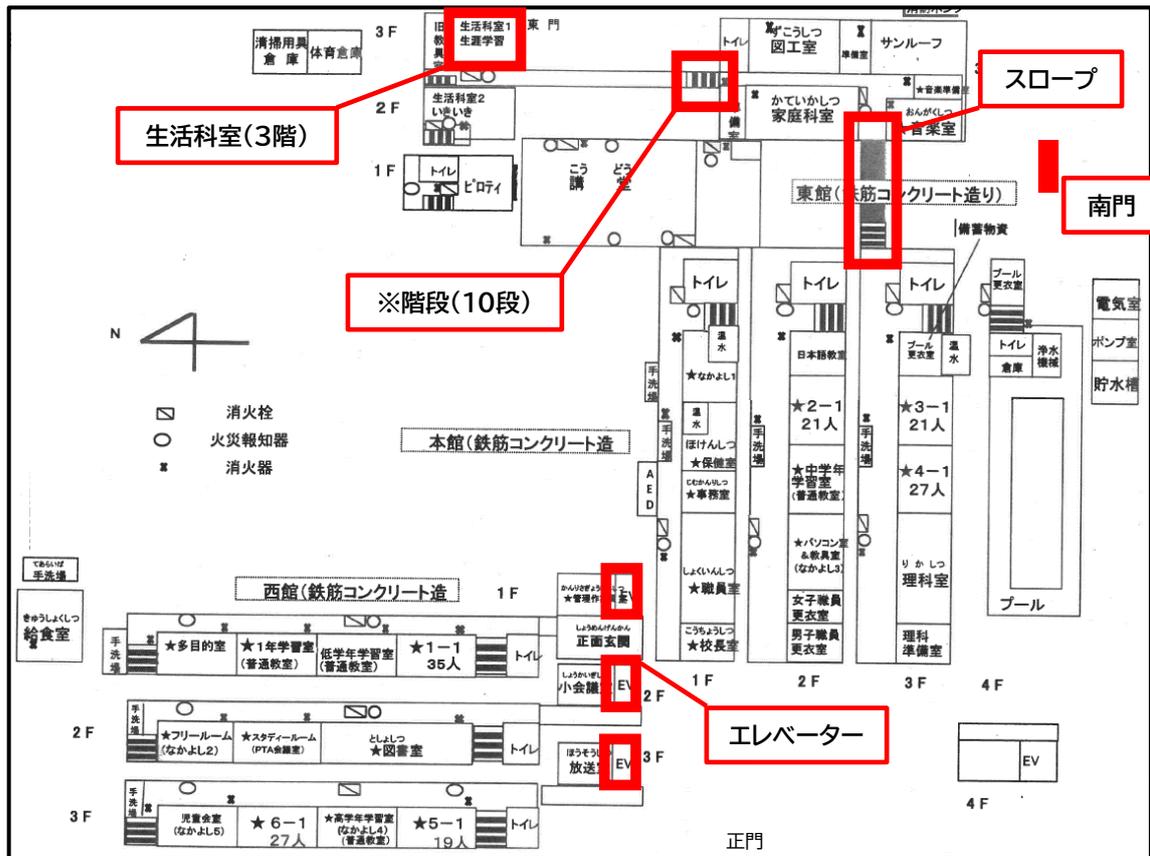
(単位:mm)

1	書庫(1)	プラス株式会社・スチール製・ガラス戸 寸法：W 1760 × D 400 × H 880 程度 重量：50kg 程度
2	書庫(2)	プラス株式会社・スチール製・スチール戸 寸法：W 1760 × D 400 × H 880 程度 重量：50kg 程度
3	複合機	コニカミノルタ bizhubC227 寸法：W 585 × D 660 × H 1065 程度 重量：90kg 程度

レイアウト図(搬入先)



搬出場所詳細



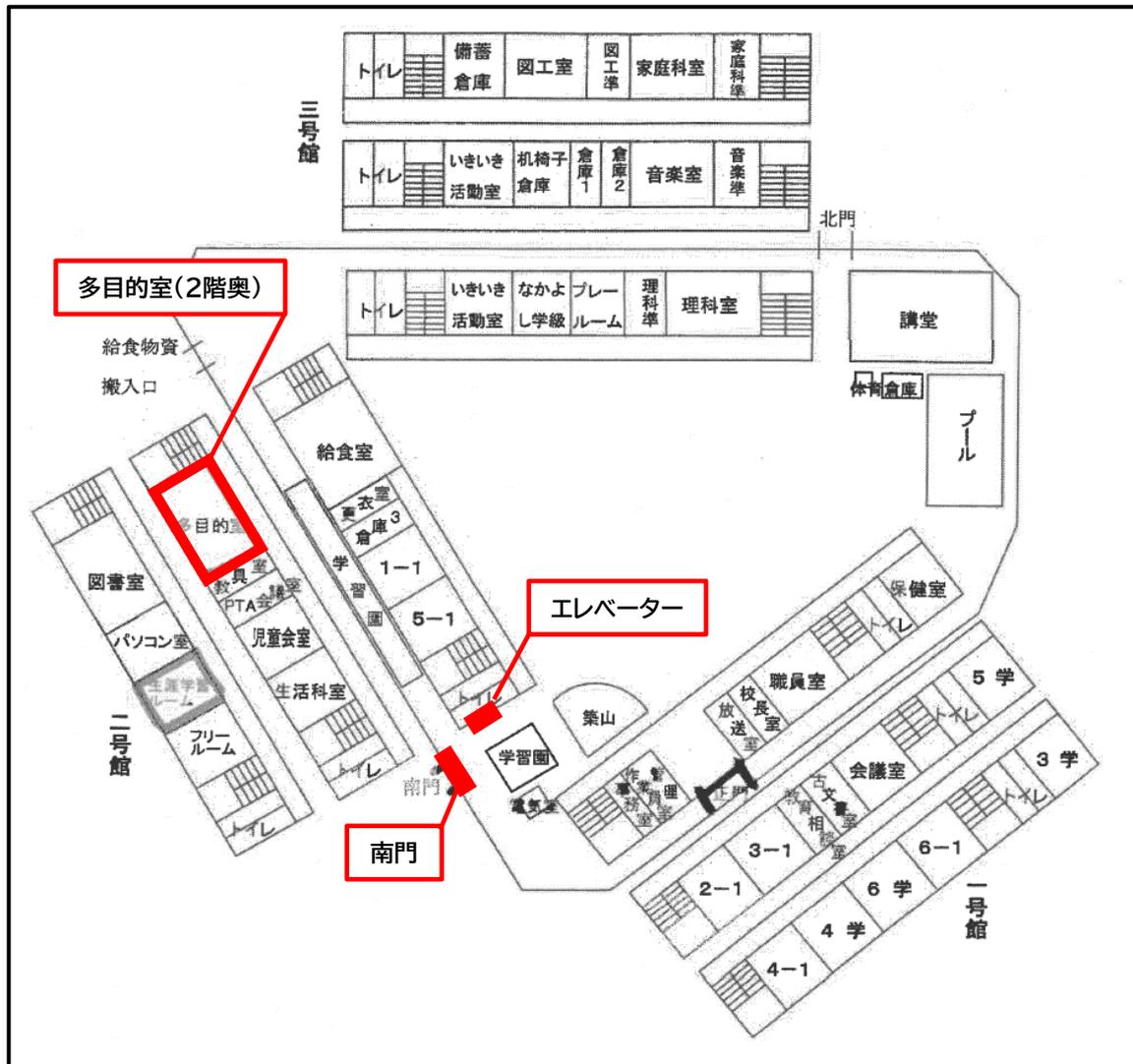
搬出元：大阪市立八幡屋小学校 3階 生活科室

住所：大阪市港区八幡屋3丁目3-5

連絡先：06-6571-0013

- ※ 南門に車両横付け可
- ※ 西館校舎にエレベーターあり
- ※ 西館校舎から本館校舎を経由して東館校舎に連絡可
- ※ 本館校舎から東館校舎の経路はスロープ
- ※ 東館校舎3階内(廊下)に10段の階段あり。迂回不可

搬入場所詳細



搬入先：大阪市立港晴小学校 2階 多目的室

住所：大阪市港区港晴1丁目3-12

連絡先：06-6574-6636

※ 南門に車両横付け可

※ 二号館校舎にエレベーターあり

担当課長	担当係長	監督職員

業務着手届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

受注者 所在地

商号または名称

代表者名

次のとおり業務に着手しましたので届出します。

記

業務名称 識字・日本語教室書庫および複合機運搬・移設業務委託

業務場所 搬出場所
搬入場所

契約年月日 令和 年 月 日

着手年月日 令和 年 月 日

完了期限 令和 年 月 日

担当課長	担当係長	監督職員

業務責任者届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

受注者 所在地
商号または名称
代表者名

次のとおり業務責任者を定めましたので届出します。

記

業 務 名 称 識字・日本語教室書庫および複合機運搬・移設業務委託

業務責任者名

担当課長	担当係長	監督職員

業務担当者届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様受注者 所在地
商号または名称
代表者名

次のとおり業務担当者を定めましたので届出します。

記

業務名称 識字・日本語教室書庫および複合機運搬・移設業務委託

業務担当者 氏名
氏名
氏名
氏名

担当課長	担当係長	監督職員

業務予定表

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様受注者 所在地
商号または名称
代表者名

次のとおり届出します。

記

業務名称 識字・日本語教室書庫および複合機運搬・移設業務委託

業務場所 搬出場所
搬入場所

業務予定日 令和 年 月 日

搬出予定時刻

搬入予定時刻

完了予定時刻

担当課長	担当係長	監督職員

業務完了届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様受注者 所在地
商号または名称
代表者名

次のとおり業務が完了しましたので届出します。

記

業務名称 識字・日本語教室書庫および複合機運搬・移設業務委託

業務場所 搬出場所
搬入場所

契約年月日 令和 年 月 日

完了期限 令和 年 月 日

完了年月日 令和 年 月 日

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること